

自然災害による被災住宅本体への再建支援制度の確立を求める意見書

自然災害によって被災した住宅を再建することは、被災者個人の生活基盤回復のためだけでなく、地域コミュニティの維持や街並み復興など「まちづくり」の観点からも重要です。一九九五年に発生した阪神・淡路大震災においてその重要性が認識されて以来、全国各地で自然災害が発生するたびに、被災者や関係自治体・関係団体の間から、住宅再建支援制度の確立を求める声が強くあげられてきました。

しかしながら、二〇〇四年通常国会において成立した被災者生活再建支援法改正では、住宅本体への再建支援制度の創設は見送られ、「居住安定支援制度」の名のもとに、解体撤去費や家賃・借入金関係経費などいわゆる周辺経費に限定した制度創設にとどまりました。これでは被災者の住宅再建意欲が喚起されないばかりか、地域社会の復興に役立つ真の住宅再建支援制度とは成り得ません。

よって、江戸川区議会は、国および政府に対し、被災者生活再建支援法を再び改正し自立再建が可能な施策の確立を、強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十七年三月二十三日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・防災担当大臣 あて